

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成24年11月26日（月）午後1時30分から

2、開催場所 錦江町役場本庁2階庁議室

3、出席委員（20人）

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 南園高樹 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第29号 農地法第3条許可申請について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議長 | 只今より平成24年度第8回錦江町農業委員会総会を開会いたします。

| 本日の総会の出席は全員出席であり（欠席者ありの場合；20名中 名で定足数に達しており）、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

|

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員を14番猪鹿倉委員と16番畠中委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局

(会務報告と説明)

議長

只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員

(発言なし)

議長

ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

議案第29号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第29号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。
農地法第3条許可申請受付番号19号譲渡人はH、TさんでH自治会の方です。譲渡理由は贈与です。申請地は、

田代川原字原沢後4661-1番、地目は台帳現況ともに田、地積は1,126㎡です。

譲受人は、H、Sさん61歳でH自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については自作地のみ6,586㎡で小作地はありません。譲受理由は贈与となっています。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の所有状況については、トラクター、耕耘機を所有されています。農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴32年の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は14番の猪鹿倉委員となっています。

事務局

農家台帳上は、同じ世帯で経営は一緒です。

議長

ただ今事務局から説明がありましたが、猪鹿倉委員から調査報告をお願いします。

14番
猪鹿倉委員

報告いたします。譲渡人のH、Tさんは、高齢となり農作業ができなくなっておられます。H、Sさんは嫁いでこられて、旦那さんも既に亡くなられ、Sさんしか受け継ぐ方がいないということでもあります。兄弟の方もいらっしゃいますけれども皆都会へ出て、だれもこちらにいないということでSさんが引き継ぐことになっています。以上です。

議長

ありがとうございます。ただ今、猪鹿倉委員から調査報告がありましたが、質問あるいは異議等はございませんか。

7番
牧原委員

このお二人は親子ですか。

14番
猪鹿倉委員

嫁いでこられて、旦那さんがTさんの息子さんですので、義理の親子になります。

事務局

農家台帳上は、同じ世帯で経営は一緒です。

議長

他に質問等はありませんか。

全委員

なし。

議長

異議なしと認めます。お諮りします。議案第29号「農地法第3条許可申請について」採決します。議案第29号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員

なし。

議長

異議なしと認めます。したがって、議案第29号「農地法第3条許可申請について」は原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に議案第30号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは議案第30号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について説明いたします。
| 受付番号10号の譲渡人は、I，SさんKK自治会の方です。申請地は、
| 神川琵琶崎5294-1番、地目は台帳現況ともに畑、地積は3,413㎡です。
| 譲受人は、K，HさんKK自治会にお住いの方です。経営規模は、世帯員5、労働力
| 3、自作地が9,034㎡、小作地が16,350㎡となっており、畜産の内生産牛育成の経営に取り
| 組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、ショベル、ボブキャット、ト
| ラック、ロールベアラー等となっています。担当調査委員は、19番の徳永委員です。

議 長 | それでは、ただ今事務局から説明がありましたが19番の徳永委員から調査報告をお願い
| いたします。

19番
徳永委員 | この土地は、現在賃貸契約をしてN自治会の方に貸しておられていたのですが、事情が
| ありまして、土地を手放すことになりました。ということで、いろいろ当たりまして、
| K，Hさんに話をいたしました。現在作っておられる方は、年齢も高くして購入できないと
| いうことでしたので、Kさんに譲るということになりました。Kさんは、認定農家でもあ
| りますし、牛もたくさん生産しておられます。いろいろと耕作の条件もまた、本人の意欲
| あるいは管理とか大変よくされておりますので、問題はないものと思われま
| す。
| ちなみに売値ですが、反当250,000円総額850,000円で話がまとまっております。以上で
| す。

議 長 | ありがとうございます。ただ今報告をいただきましたが、質問異議等はございません
| か。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第27号農業経営基盤強化促進法第13条第4項
| の規定による農用地の利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について採決
| します。議案第30号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第30号農業経営基盤強化促進法第13条第4
| 項の規定による農用地の利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請につい
| ては、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 | 次に議案第31号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画
| （利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願い
| します。

事務局 | それでは議案第31号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積
| 計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について説明いたします。
| 初めに担当委員の関連がございますので、受付番号236号から次のページの249号まで続
| けて説明をし、審議をお願いいたします。採決はすべての説明が終了後一括してお願い
| いたしますのでご了承願います。
| 受付番号236号の貸し人は、T，NさんT自治会の方です。申請地は、
| 田代川原字新村1325番、現況地目は田、地積は1,452㎡です。
| 貸付期間は、平成24年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は15,000円です。
| 借り人は、M，SさんT自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力4、自作地が
| 26,999㎡、小作地が17,341㎡で肉用牛を主体に取り組んでおられます。農業機械の所有状
| 況は、トラクター、トラック、バインダー、モアとなっています。担当調査委員は、1番
| 近川委員です。
| 次に受付番号237号と238号は貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたしま
| す。2件の貸し人は、O，HさんT自治会の方です。申請地は、
| 237号が田代川原字新村1314番、現況地目は田、地積は1,992㎡
| 238号は田代川原字新村1334番、現況地目は田、地積は1,584㎡で2筆合計3,576㎡です。
| 貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は米（粳）2俵です。
| 借り人は、M，Sさんで前号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。
| 担当調査委員は、前号同様1番近川委員です。

次の受付番号239号から241号までも貸し人借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。3件の貸し人は、O, NさんT自治会の方です。申請地は、
239号が田代川原字新村1323番、現況地目は田、地積は1,667㎡
240号は田代川原字新村1326番、現況地目は田、地積は1,607㎡
241号は田代川原字新村1330番、現況地目は田、地積は457㎡で3筆合計3,731㎡です。
貸付期間は、3筆とも平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は米（粳）2俵です。

借り人は、M, Sさんで前号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、同じく1番近川委員です。

次に受付番号242号の貸し人は、N, SさんM町在住の方です。申請地は、
田代川原字田代河5917-1番、現況地目は田、地積は2,061㎡です。
貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は10,000円です。
借り人は、前号同様M, Sさんですので、説明は省略いたします。担当調査委員は、同じく1番近川委員です。

次に243号から246号までにつきまして、貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。4件の貸し人は、N, SさんH自治会の方です。申請地は、
243号が田代川原字早瀬992-1番、現況地目は田、地積は377㎡
244号は田代川原字早瀬1010-1番、現況地目は田、地積は568㎡
245号は田代川原字早瀬1013番、現況地目は田、地積は515㎡
246号は田代川原字早瀬1015番、現況地目は田、地積は486㎡で4筆合計1,946㎡です。
貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありません。

借り人は、O, FさんH自治会の方です。経営規模等は世帯員2、労働力2、自作地が13,473㎡、小作地が1,946㎡で水稻を主体に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、耕耘機となっています。担当調査委員は、同じく1番近川委員です。

次に資料8ページ受付番号247号につきまして、貸し人は、O, KさんH自治会の方です。申請地は、
田代川原字小路3347番、現況地目は畑、地積は3,451㎡です。
貸付期間は、平成24年12月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り5,000円です。

借り人は、NK法人NS組合さんでM町所在です。経営規模は構成員11、雇用労働力30、自作地が18,500㎡、小作地が93,800㎡で牛、大豆、野菜等を経営されています。農業機械等の所有状況は、トラクター、防除機、コンバイン、耕耘機、草払機となっています。担当調査委員は、同じく1番近川委員です。

次に248号の貸し人は、M, MさんH自治会の方です。申請地は、
田代川原字馬庭原524番、現況地目は田、地積は1,270㎡です。
貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は、米2俵です。
借り人は、U, KさんU自治会の方です。経営規模等は、世帯員2、労働力2、自作地は3,523㎡、小作地が1,270㎡で水稻を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、バインダーとなっています。担当調査委員は、同じく1番近川委員です。

次に249号の貸し人は、T, SさんS自治会の方です。申請地は、
田代川原字宮前400-1番、現況地目は田、地積は765㎡です。
貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は米（粳）32kg1俵です。

借り人は、I, MさんU自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地は7,469㎡、小作地が765㎡で牛、水稻を取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、バインダー、田植え機となっています。担当調査委員は、同じく1番近川委員です。

議長 それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、近川委員から調査報告をお願いいたします。

1番 近川委員 | 初めに236号のM, Sさんですが、この方も年齢は70歳を少し超えていらっしゃいますけれども後継者もおりまして、名義がまだ本人になっておりまして元気な方でございます。説明がありましたように機械もそろっており、農地の利用もよくされております。まだまだ意欲と能力は充分でございます。何ら今の所は、問題はございません。

| 次に237号から238号ですが、M, Sさんです。ただ今説明したとおりでございます。次の239号から241号のO, Nさんですが、この方は前号のO, Hさんと親子関係でございますので、M, Sさんが一緒に借りているということでございます。

| 242号のN, Sさんでございますけれども嫁さんのお母さんでございますまして、少々高齢でありまして、その関係で舞原さんが耕作されるということでございます。

| 次に243号から246号までのN, SさんですけれどもO, Fさんが借りることになっておりますけれども、この方も農業機械等はすべてそろっておりまして土地の利用もよくなされております。意欲と能力も十分でございます。何ら問題はないものと思えます。

| 次に247号、O, Kさんの分でございますけれども新規でございますが、ここは少し荒れていたところだったんですが、NS組合さんが借りるということで、この生産組合も機械等も全部そろっておりまして、農地の利用も十分よく手入れされております。意欲と能力も十分でございます。

| 次に248号でございますけれども、借り人のU, Kさんこの方も米と野菜等の園芸を中心にやっております。農機具はトラクター、バインダー等そろっておりまして、農地もよく整備されております。意欲と能力も十分でございます。

| 次に249号T, Sさんの分でございますけれどもI, Mさんが借りていらっしゃいますが、Iさんは81歳と高齢ですけれども後継者がおりまして、土日は加勢をするということで、まだ牛と米を中心にやっております。農地もよく利用されております。意欲と能力も十分でございますので、何ら問題はないものと思えます。以上で報告を終わります。

議 長 | ありがとうございます。ただいま近川委員から説明をいただきましたが、ここで受付番号236号から249号までについて、質問異議等はないかお諮りします。

18番 安水委員 | 1点お伺いします。249号のI, Sさんは81歳で元気であるということですがけれども万一この方に何かあった場合に家族の方か誰かいらっしゃるのか。そこらあたりを聞きたいのですが。家族があったとしても今回のような高齢の方を認めてよいのか、認めるとなった場合、かなり件数が出てくると思われるし、担い手の選定にも影響があると思われるのですが。

議 長 | 今後でもですが、これまでもこのようなケースは少なくなかったことと思えます。高齢化等を考慮するとしっかり検討する必要がある内容だと思います。ただ、今回もそうですが、高齢者でもしっかりと元気な方も結構多くいらっしゃいます。そこも十分含んで検討するべきと考えますが。

1番 近川委員 | 今回は、借り手がなかなか見つからず、やっと引き受けていただいたという状況でもありますし、Iさんも近所に子供さんもおられ、本人も十分元気なんです。そのようなことで契約が合意となっておりますので、検討をお願いいたしました。

7番 牧原委員 | 新規の場合は十分検討するべきとは思いますが、継続の場合は、ある程度よいのではないのでしょうか。

事務局 | これまでの定例総会でもこのような例が出てきておりますよね。その場合に皆様に審議をしていただき、了解をいただいた内容とは言えば、近くに後継者がいて若しくは家族がいて、協力体制ができているということで、大方了解をいただいているという状況ですので、今回のIさんのケースも同様だと思われます。

8番 鍋 委員 | 継続でもあるということで、よろしいのではないのでしょうか。

議 長 | そのようなことで、よろしいのでしょうか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしということですので、後ほど一括して採決いたします。

議 長 | 引き続きまして、事務局から受付番号第250号から調査報告の関連がありますので、資料10ページの第278号まで一括して説明をお願いいたします。

事務局

説明いたします。受付番号250号から251号までにつきまして、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。2件の貸し人は、S、HさんF県在住の方です。申請地は、

250号は神川字大馬瀬324-2番、現況地目は田、地積は748㎡

251号は神川字大馬瀬326-1番、現況地目は田、地積は408㎡で2筆合計1,156㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、米(粳)30kg8俵となっています。

借り人は、H、TさんT自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力1、自作地が4,977㎡、小作地が7,931㎡水稲、バレイショ経営に取り組んでおられます。農業機械等の所有状況はトラクター、軽トラック、耕耘機、管理機となっています。担当調査委員は、7番牧原委員です。

次に受付番号253号から256号までの貸し人、借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。4件の貸し人は、U、RさんT自治会の方です。申請地は、

253号は神川字下牧975-1番、現況地目は畑、地積は3,199㎡の内1,119㎡

254号は神川字岩淵1009-1番、現況地目は畑、地積は5,828㎡の内3,468㎡

255号は神川字砂田193-1番、現況地目は田、地積は1,167㎡

256号は神川字砂田193-4番、現況地目は田、地積は205㎡で4筆合計5,959㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は253号が5,000円、254号が15,000円、255号と256号が2筆で50,000円です。

借り人は、A、KさんT自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地が8,120㎡、小作地が6,423㎡で肉用牛とバレイショを経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、耕耘機、管理機等となっています。担当調査委員は、前号と同じく7番牧原委員です。

次に受付番号第257号の貸し人は、S、EさんT自治会の方です。申請地は、

神川字戸崎1349番、現況地目は畑、地積は3,199㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は10,000円です。

借り人は、K、TさんT自治会の方です。経営規模は世帯員4、労働力2、自作地が3,591㎡、小作地が3,199㎡でバレイショ、水稲を経営されています。農業機械等の所有状況はトラクター、軽トラック、耕耘機、管理機等となっています。担当調査委員は、前号同様7番牧原委員です。

次に受付番号258号の貸し人は、前号同様S、Eさんです。申請地は、

神川字輪呂ケ尾1148-1番、現況地目は畑、地積は1,200㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は10,000円です。

借り人は、F、MさんK J自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力3、自作地が6,770㎡、小作地が26,967㎡で肉用牛、バレイショを主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、コンバイン、ショベル、管理機、ハーベスタ等となっています。担当調査委員は、同じく7番牧原委員です。

次に受付番号259号の貸し人は、T、SさんT自治会の方です。申請地は、

神川字外園412-4番、現況地目は田、地積は624㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は、米(粳)25kg6俵です。

借り人は、F、MさんK J自治会の方ですが、前号と同様ですので経営規模等の説明は省略させていただきます。担当調査委員は、前号同様7番牧原委員です。

次に受付番号260の貸し人は、K、AさんT自治会の方です。申請地は、

神川字勝牟礼2043番、現況地目は畑、地積は3,080㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は20,000円です。

借り人は、前号同様、F、Mさんですので、経営規模等の説明は省略させていただきます。担当調査委員は、同じく7番牧原委員です。

次に資料9ページの受付番号261号と262号は貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。2件の貸し人は、Y、NさんT自治会の方です。申請地は、

261号が神川字砂田200-2番、現況地目は田、地積は681㎡

262号は神川字岩淵1007番、現況地目は畑、地積は786㎡で2筆合計1,467㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は261号が米(粳)100kg 262号は5,000円です。

借り人は、前号と同様F、Mさんですので、経営規模等の説明は省略させていただきます。担当調査委員は、同じく7番牧原委員です。

次に受付番号263号の貸し人は、K, EさんK市在住の方です。申請地は、
神川字岩淵1012-1番、現況地目は畑、地積は744㎡です。
貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は、6,000円です。
借り人は、F, YさんK J自治会の方です。経営規模等は、世帯員4、労働力3、自作
地が36,268㎡、小作地が8,065㎡で肉用牛とバレイショの経営に取り組んでおられます。
農業機械等の所有状況は、トラクター、トラック、耕耘機、管理機となっています。担当
調査委員は、同じく7番牧原委員です。

次に受付番号264号の貸し人は、T, TさんT自治会の方です。申請地は、
神川字諏訪ノ後515番、現況地目は田、地積は1,117㎡です。
貸付期間は、平成24年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は米(粳)250kgです。
借り人は、I, EさんK J自治会の方です。経営規模等は、世帯員5、労働力2、自作
地が13,508㎡、小作地が6,782㎡で肉用牛とインゲンを経営されています。農業機械等の
所有状況は、トラクター、トラック、耕耘機、管理機となっています。担当調査委員は、
同じく7番牧原委員です。

次に受付番号265号の貸し人は、N, MさんKN自治会の方です。申請地は、
神川字西上ノ迫1253-1番、現況地目は畑、地積は2,989㎡です。
貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は30,000円です。
借り人は、前号と同じくI, Eさんですので、経営規模等の説明は省略させていただきます。

次に受付番号266号から268号までにつきましては、貸し人借り人ともに同一ですので、
続けて説明いたします。3件の貸し人は、F, RさんK市在住の方です。申請地は、
266号が神川字外園419番、現況地目は田、地積は1,046㎡
267号は神川字砂原539番、現況地目は田、地積は906㎡
268号は神川字廣瀬ノ上879-1番、現況地目は畑、地積は885㎡で3筆合計2,837㎡です。
貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は266号と267号が米
(粳)200kg、268号が5,000円となっています。

借り人は、I, TさんK J自治会の方です。経営規模等は、世帯員1、労働力1、自作
地が34,535㎡、小作地が2,837㎡で肉用牛と水稻を経営されています。農業機械等の所有
状況は、トラクター、トラック、耕耘機、管理機となっています。担当調査委員は、同じ
く7番牧原委員です。

次に受付番号269号の貸し人は、K, SさんS自治会の方です。申請地は、
田代麓字大根田16番、現況地目は田、地積は1,771㎡です。
貸付期間は、平成24年12月1日から平成29年12月14日まで、小作料は米(粳)35kg2俵です。
借り人は、I, MさんI自治会の方です。経営規模等は、世帯員2、労働力2、自作地
が8,246㎡、小作地が3,793㎡で水稻を主体に経営されています。農業機械等の所有状況
は、トラクター、軽トラック、田植え機、下払い機、動噴となっています。担当調査委員
は、8番鍋委員です。

次に270号の貸し人は、Y, KさんB自治会の方です。申請地は、
田代川原字菖蒲ヶ迫5965-1番、現況地目は畑、地積は652㎡です。
貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は3,000円です。
借り人は、K, MさんS自治会の方です。経営規模等は、世帯員2、労働力1、自作地
が1,549㎡、小作地が1,797㎡で水稻を主体に経営されています。農業機械等の所有状況
は、トラクター、バインダー、軽トラック等となっています。担当調査委員は、同じく8
番鍋委員です。

次に271号の貸し人は、N, HさんH自治会の方です。申請地は、
馬場字木場上930-1番、現況地目は田、地積は438㎡です。
貸付期間は、平成24年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は使用貸借のためあり
ません。

借り人は、K, TさんO自治会の方です。経営規模等は、世帯員2、労働力2、雇用労
働力が延べ180日、自作地が2,617㎡、小作地が2,721㎡で野菜、バレイショを経営されて
います。農業機械等の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機となっています。担
当調査委員は、9番樋渡委員です。

次に272号の貸し人は、T， SさんH自治会の方です。申請地は、田代麓字門田1598番、現況地目は田、地積は819㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り5,000円です。

借り人は、S， KさんS自治会の方です。経営規模等は、世帯員4、労働力2、雇用労働力8人、自作地が34,385㎡、小作地が83,855㎡で甘藷を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械等の所有状況は、トラクター、ハーベスタ、トラック等となっています。担当調査委員は、前号と同じく9番樋渡委員です。

次に273号の貸し人は、H， NさんH自治会の方です。申請地は、田代麓字門田1599-1番、現況地目は田、地積は1,841㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り5,000円です。

借り人は、前号と同じくS， Kさんですので、経営規模等の説明は省略させていただきます。担当調査委員は、同じく9番樋渡委員です。

続きまして、資料10ページの受付番号274号から277号までについては貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。4件の貸し人は、N， MさんM町在住の方です。申請地は、

274号が田代麓字屋敷ノ下2025-2番、現況地目は田、地積は988㎡

275号は田代麓字屋敷ノ下2028-2番、現況地目は田、地積は952㎡

276号は田代麓字屋敷ノ下2029-1番、現況地目は田、地積は970㎡

277号は田代麓字屋敷ノ下2029-2番、現況地目は田、地積は1,156㎡で4筆合計4,066㎡です。貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月15日まで、小作料は10a当り5,000円です。

借り人は、S， KさんK自治会の方です。経営規模等は、世帯員4、労働力3、雇用労働力年間延べ900人、自作地が13,105㎡、小作地が81,119㎡で甘藷を主体に経営されています。農業機械等の所有状況は、ハーベスタ、トラクター等となっています。担当調査委員は、同じく9番樋渡委員です。

次に278号の貸し人は、K， SさんY市在住の方です。申請地は、田代麓字原田3003番、現況地目は田、地積は707㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は5,000円です。

借り人は、S， TさんS自治会の方です。経営規模等は、世帯員2、労働力2、小作地はなく自作地のみ707㎡でイチゴ、野菜を主体に経営されています。農業機械等の所有状況は、トラクター、管理機、下刈機となっています。担当調査委員は同じく9番樋渡委員です。

それでは、ここまでを一区切りとして担当調査委員の方々に調査報告をお願いし、250号から278号まで一括審議をお願いいたします。採決はすべての説明が終了後、改めて一括採決いたしますので、そのようにご了承願います。

議 長 | それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、牧原委員から順次調査報告をお願いいたします。初めに7番牧原委員から調査報告をお願いいたします。

7番 | それでは250号から報告いたします。先ずH， T君なんですけど今年嫁さんをお願いいたしました。家もT自治会内に買まして張り切っており、年齢的にも十分に意欲と能力を持った青年であります。認定農家でもあり、農地の利用状況についてもどの農地もきれいに管理をしているということで、従事日数についても問題はありません。肉用牛もお父さんと一緒に肥育しているんですけども問題はないものと思います。

次にA， Kさんですが、年齢的に74歳ということで肉用牛をメインに経営をされています。農地の利用状況、年間従事日数、意欲と能力いずれも若者に負けないような一生懸命な働きぶりです。農機具も十分持っています。何ら問題はないものと思います。

続きまして、KさんですがKさんも前号と同じく農業機械の所有状況、農地の利用状況、従事日数、意欲と能力についても何ら問題はないと思います。

F, Mさんですが、彼はまだ43歳、認定農家でもあり肉用牛を主体に頑張っているらしいです。農業機械もほとんど持っているらしいです。農地の利用状況、従事日数、意欲と能力も多分に持ち合わせているらしいです。こちらも問題ないと思います。

F, Yさんですが年齢的に65歳、この方は息子さんと一緒に肉用牛をメインに取り組んでいらっしやるんですが、農地の利用状況に関しましては若干問題がございまして、今回荒廃地対策ということで、荒らしているところがあったものですからこのままの状況だと利用権設定はできませんよとちょっと厳しかったんですが、行って話をしまして厳しく指導いたしました。まだ、途中なんですけど一部手を入れられております。年間の従事日数、意欲と能力は息子さんともども持ち合わせていらっしやるんです。荒れているところもなるべく早く畑に戻すということで、約束をしていただきましたので、今回利用権の設定に応じました。

I, Eさんですが、Iさんは皆様ご存じのとおり元農業委員でもありまして、肉用牛を主体に息子さんと一緒に頑張っているらしいです。農業機械の所有状況も大丈夫で、農地の利用状況、従事日数、意欲と能力も十分持ち合わせていらっしやるので、何ら問題はないと思います。

I, Tさんですが、I, Tさんも皆さんほとんどご存じのことと思います。認定農家でもあり、肉用牛を主体に経営され、農業機械も十分持っているらしいです。農地の利用状況についても別段問題はございません。年間の従事日数にも問題はなく、意欲と能力も持っているらしいです。この方も問題はないものと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、8番鍋委員から調査報告をお願いいたします。

8番鍋委員 269号についてですが、これは8月の斡旋にかかった分でございます。これにつきまして、地主の方が自家用米もほしいので、米作りの方を探してくれという要望もありましたので、この土地の近くで耕作している方がありましたので、相談しましたところ了解をいただきました。年齢的にも62歳、農地の利用状況、従事日数その他すべて適正かと思われました。それから270号につきましては、ここは南部開発の長尾団地の一角にあるところですが、面積が6畝ちょっとということで非常に斡旋に苦労しておったわけですが、Kさんが自家用の菜園をしたいということで名乗りを上げられましたので、相談の結果作っていただくということで、これは継続扱いとなりますので、問題はないものと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。次に9番樋渡委員調査報告をお願いします。

9番樋渡委員 報告いたします。271号のK, Tさんは、認定農家であり意欲と能力は充分兼ね備えておられます。馬鈴薯を主体にインゲン等に取り組み、年間の従事日数等も満たしておられますので、何ら問題はないものと思います。

272号と273号のS, Kさんですが、この方も年齢的に若く認定農家でもあり、甘藷を主体に頑張っておられます。何ら問題はないと思います。

274号から277号のS, Kさんですが、この方も認定農家で年間従事日数、意欲、能力を兼ね備えておられると思っております。何ら問題はないと思います。それから、278号のS, Tさんですが、この方はイチゴ主体でやっておられる方で、資料に野菜と書いてありますが、イチゴの他に自ら野菜等を販売するような意欲を持っておられる方で何らこの方も問題はないものと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今3人の委員から説明をいただきましたが、ここで受付番号250号から278号までについて、質問異議等はないかお諮りします。

2番鈴委員 牧原委員の説明中に、土地の利用状況について問題があったということがあったのですが、どういうことだったのでしょうか。

7番牧原委員 該当地は畑なんですけれども、今まで前委員のI, Eさんも大目に見ていたところなんですけど、ちょっと荒れていたものですから、その隣の人から苦情が来てあまりに荒れすぎていると、そのため行っていろいろ話をしまして、実際自分の農地の利用状況が悪かったら利用権設定は、農業委員会では認めませんよということできつく言いまして、その荒れたところに重機を入れてもらい、今ちょうど畑の半分ほどをきれいにされて後半分残っているんですけれどもなるべく年内に処理するようお願いして、利用権設定に応じたということです。

自分の土地を荒らしたまま人の土地を借りるということでしたから、そのような状況であれば、農地は借りれませんよとまた農業委員会でも認めませんよということで、今回は厳しく対応したところです。そういうことで、やっと理解されて自ら手を入れていただきました。

2番 鈴委員 改善されたのであればよいのだけれど、今後はこのようなケースがちよくちよく出てくるような気がするものですから、このような場合は皆で共通理解していた方がよいのではないかと思います。

7番 牧原委員 まだ、実際審議の結果は出ていないわけですから、今は継続で検討中なんだということと現在の荒れた土地が完全に畑にならないと審議に応じませんよという意味合いを含め、今回の結果を踏まえて畑に戻してから利用権の設定を行うということを経済報告する予定です。

10番 平原委員 であれば、今回は保留ということにするんですか。

7番 牧原委員 ですから、私の方では現在の状況に手を加えて、元の状態にしないことには利用権の設定は難しいですよということで、本人自ら手を入れていただきましたという報告ですから。

10番 平原委員 全部は戻っていないということなんですよ。そうであれば、どうなるんですか。

7番 牧原委員 そのことを今回審議していただくということです。現在までの状況は、今報告した状況ですので、それを保留にするのか、あるいは現に手を入れて半分は解消しており、隣接者も理解をいただいているため、今回利用権設定に上程したわけです。

3番 東郷委員 本人が今後も前向きに改善しようとしておられるようなので、今回はそういうことでよろしいのではないかと思います。何も改善に向けて取り組もうとしていないのであれば別ですが、今回既に半分解消し、今後も引き続き改善すると意思表示しているからいいわけですから。

4番 木原委員 この件は、牧原委員が言われるのは当然であって、前も説明が何回もあったとおりに自分の農地を荒らしていたら、人の農地は借りるためには要件を満たさないということであつたわけだから、委員の皆さんが共通理解していればそれでよいのではないかと思います。今、注意をして半分は解消したということですが、今後も引き続き見守っていくということで今回は認める方向でよいと私は思います。

7番 牧原委員 事務局も見てもらったんですけども、その際事務局の方から文書を出しましょうかということだったんですが、私の方で行って話してみますということで話に行きましたところ、すぐに手を入れるということで、事実すぐに手を入れてもらったためありがたいなと思いつつ、利用権設定に挙げたときも後はよろしく願いますということで念を押して印鑑をいただきましたので、現地の隣がお茶畑でもあり、木の枝や葉っぱがいろいろと支障をきたすということで手を入れていただきましたので。

議 長 いろいろと意見が出ましたが、今の件については特に異議なしということでよろしいでしょうか。

全委員 なし。

議 長 異議なしということですので、後ほど一括して採決いたします。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。10分後に再開いたします。

議 長 休憩を閉じて議事を再開いたします。先ほどに続き、事務局から受付番号第279号から309号まで一括して説明をお願いいたします。

事務局

受付番号279号の貸し人は、U, SさんK市在住の方です。申請地は、
神川字西道原一4040-1番、現況地目は畑、地積は4,082㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は25,000円です。

借り人は、M, AさんS自治会の方です。経営規模等は、世帯員2、労働力1、自作地が14,907㎡、小作地が4,082㎡で畜産を営んでいます。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック等となっています。担当調査委員は、13番鮫島委員です。

次に280号の貸し人は、K, IさんI自治会の方です。申請地は、
田代川原字桑木ケ迫4285-14番、現況地目は田、地積は1,786㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は10,000円です。

借り人は、T, AさんS自治会の方です。経営規模等は、世帯員2、労働力2、自作地が14,444㎡、小作地が1,786㎡で水稲と野菜を営んでいます。農業機械等の所有状況は、トラクター、ハーベスタ、バインダーとなっています。担当調査委員は、14番猪鹿倉委員です。

次に281号の貸し人は、H, HさんK市在住の方です。申請地は、
城元字秋辻2850番、現況地目は畑、地積は1,242㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料は10,000円です。

借り人は、K, KさんS自治会の方です。経営規模等は、世帯員4、労働力1、雇用労働力2人、自作地はなく小作地のみ22,803㎡でバレイショ、水稲、甘藷の経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、イモ堀機、軽トラック、コンバイン、選別機となっています。担当調査委員は、15番落司委員です。

次に、282号の貸し人は、S, HさんS自治会の方です。申請地は、
城元字秋辻北平2882番、現況地目は畑、地積は1,143㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は33,000円です。

借り人は、F, TさんKU自治会の方です。経営規模等は、世帯員8、労働力3、雇用労働力3人、自作地が26,526㎡、小作地が5,469㎡で茶専業農家です。農業機械等の所有状況は管理機、摘採機、トラクター、トラック、動噴、防除機となっています。担当調査委員は、前号同様15番落司委員です。

次に283号と284号は貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。2件の貸し人は、D, AさんDN自治会の方です。申請地は、

283号が城元字斜木4593-1番、現況地目は畑、地積は3,258㎡です。

284号は城元字斜木4602-1番、現況地目は畑、地積は1,990㎡で2筆合計5,248㎡です。

貸付期間は、平成24年12月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り20,000円です。

借り人は、D, UさんDN自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、雇用労働力5人、自作地が32,001㎡、小作地が25,426㎡で甘藷と白菜を営んでいます。農業機械の所有状況は、トラクター、甘藷ハーベスタ、ブームスプレヤー、ショベル、トラックとなっています。担当調査委員は、16番畠中委員です。

次に285号の貸し人は、T, RさんM町在住の方です。申請地は、
馬場字芝山467番、現況地目は田、地積は738㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は40,000円です。

借り人は、N, KさんT自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地が1,009㎡、小作地が2,400㎡で水稲、バレイショをを主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、軽トラック、トラクター、ハーベスタ、管理機、耕耘機となっています。担当調査委員は、17番寺田委員です。

次に286号の貸し人は、N, MさんKK自治会の方です。申請地は、
神川字坂ノ上4797番、現況地目は畑、地積は1,146㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は5,000円です。

借り人は、F, YさんKS自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地、小作地共に所有状況はありませんが今回の新規を含め、正規の手続きをとりインゲン、玉ねぎの経営に取り組んでいかれるということです。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラックとなっています。担当調査委員は19番徳永委員です。

次に287号の貸し人は、前号同様N, MさんKK自治会の方です。申請地は、
神川字寺前ノ上4876番、現況地目は畑、地積は1,532㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は5,000円です。

借り人は、M, MさんKK自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地のみ8,520㎡で小作地はありません。水稻、馬鈴薯、インゲンを主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、ハーベスタ、耕耘機となっています。担当調査委員は、前号同様19番徳永委員です。

次に288号の貸し人は、H, KさんK自治会の方です。申請地は、
神川字小長崎4989-1番、現況地目は畑、地積は1,523㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は10,000円です。

借り人は、T, TさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、雇用労働力2人、自作地が65,086㎡、小作地が1,523㎡で樹木の専業農家です。農業機械の所有状況は、バックホー、ユニック付きトラック、トラクター、モアとなっています。担当調査委員は、同じく19番徳永委員です。

次に289号の貸し人は、K, KさんM県在住の方です。申請地は、
神川字木場下2897番、現況地目は田、地積は369㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は5,000円です。

借り人は、K, SさんKK自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力1、自作地が8,500㎡、小作地が997㎡で水稻、馬鈴薯を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、耕耘機、軽トラックとなっています。担当調査委員は、同じく19番徳永委員です。

次に290号から292号までは貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。

3件の貸し人は、K, IさんI自治会の方です。申請地は、

290号が田代川原字赤石4249-1番、現況地目は畑、地積は2,344㎡

291号は田代川原字赤石4249-2番、現況地目は畑、地積は352㎡

292号は田代川原字赤石4249-3番、現況地目は畑、地籍は933㎡で3筆合計3,629㎡です。

貸付期間は、平成24年12月3日から平成31年12月14日まで、小作料は全部で14,000円です。

借り人は、H, RさんS自治会の方です。経営規模は世帯員5、労働力1、雇用労働力10人、自作地が11,005㎡、小作地が7,661㎡で果樹専業農家です。農業機械の所有状況は、軽トラック、草払い機、動噴、モアとなっています。担当調査委員は、14番猪鹿倉委員です。

次に293号の貸し人は、K, SさんB自治会の方です。申請地は、
田代麓字拂川95-1番、現況地目は田、地積は1,050㎡です。

貸付期間は、平成24年12月3日から平成29年12月14日まで、小作料は5,000円です。

借り人は、K, KさんU自治会の方です。経営規模は世帯員5、労働力1、雇用労働力13人、自作地が10,478㎡、小作地が36,735㎡で野菜専業農家です。農業機械の所有状況は管理機、動噴、草払い機、軽トラックとなっています。担当調査委員は、3番東郷委員です。

次に294号と295号の貸し人借り人は同一ですので、続けて説明いたします。2件の貸し人はK, TさんK市在住の方です。申請地は、

294号が田代麓字拂川85番、現況地目は田、地積は403㎡

295号が田代麓字拂川86番、現況地目は田、地積は1,166㎡で2筆合計1,569㎡です。

貸付期間は、平成24年12月3日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で6,000円です。

借り人は、前号と同じくK, Kさんですので、経営規模等の説明は省略させていただきます。担当調査委員は、同じく3番東郷委員です。

次に296号と297号も前号同様貸し人、借り人とも同一ですので続けて説明いたします。

2件の貸し人はM, YさんHN自治会の方です。申請地は、

296号が田代麓字郷ノ尾3802-2番、現況地目は田、地積は155㎡

297号は田代麓字郷ノ尾3803番、現況地目は田、地積は340㎡で2筆合計495㎡です。

貸付期間は、平成24年12月3日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で2,000円です。

借り人は、前号と同じくK, Kさんですので、経営規模等の説明は省略させていただきます。担当調査委員は、同じく東郷委員です。

それでは、資料12ページに移ります。受付番号298号から306号までにつきまして、貸し人借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。9件の貸し人は、K、YさんN自治会の方です。申請地は、

298号が田代麓字荒田原4567-1番、現況地目は畑、地積は5,938㎡

299号は田代麓字荒田原4567-3番、現況地目は畑、地積は1,785㎡

300号は田代麓字荒田原4567-5番、現況地目は畑、地積は2,469㎡

301号は田代麓字荒田原4567-14番、現況地目は畑、地積は3,114㎡

302号は田代麓字荒田原4567-23番、現況地目は畑、地積は5,359㎡

303号は田代麓字荒田原4567-28番、現況地目は畑、地積は2㎡

304号は田代麓字荒田原4580-1番、現況地目は畑、地積は3,528㎡

305号は田代麓字荒田原4580-3番、現況地目は畑、地積は4㎡

306号は田代麓字荒田原4567-22番、現況地目は畑、地積は3,898㎡で9筆合計26,097㎡です。貸付期間は、平成24年12月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で130,000円です。

借り人は、K・K、MさんN自治会所在です。経営規模は、構成員3、労働力2、雇用労働力8人、自作地はなく小作地のみ31,054㎡で甘藷、かぼちゃを主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、トラックとなっています。担当調査委員は、12番貫見委員です。

それでは、ここまでを一区切りとして担当調査委員の方々に調査報告をお願いし、279号から306号まで一括審議をお願いいたします。採決はすべての説明が終了後、改めて一括採決いたしますので、そのようにご了承願います。

議長 それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、13番鮫島委員から順次調査報告をお願いいたします。はじめに鮫島委員お願いいたします。

13番 鮫島委員 それでは報告させていただきます。279号の借り人のM、Aさんは、S自治会内において生産牛を中心に野菜等を栽培されている方であり、畑等もきれいに耕作されており、77歳と比較的高齢ではありますが農業に対する意欲、能力ともに十分備えておられる方でありまして、またK市内に息子さんが住んでおられ、土日、休日等には手伝いに帰ってこられるということで問題はないものと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。次に14番猪鹿倉委員説明をお願いいたします。

14番 猪鹿倉委員 280号のT、Aさんです。彼は、園芸作物をやっておりまして「Nの里」にも出荷しているようでございます。無農薬栽培もやっておりまして何ら問題はないものと思います。

議長 ありがとうございます。次に15番落司委員説明をお願いいたします。

15番 落司委員 281号のK、Kさんでございしますが、この方は農地のすべてを耕作しておられますし、農作業に常時従事されております。これは新規であります。2年間荒れておりましてここを有効利用してもらえれば貸すということで、2年間は無料でその後は10,000円での契約となっております。

282号のF、Tさんでございしますが茶の専業農家でございまして、農地もすべて耕作されており、常時農作業に従事されております。これは継続と書いてありますけれども新規でございします。何ら問題はないものと思われま。

議長 ありがとうございます。次に16番畠中委員説明をお願いいたします。

16番 畠中委員 283号284号のD、Y君は認定農家でもあり、甘藷を中心に白菜等野菜を栽培しております。仕事に対する意欲と能力は申し分ないと思われまので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。次に17番寺田委員説明をお願いいたします。

17番 寺田委員 285号の借り人のN、Kさんは、農業用機械等も十分持っていらっしやいまして、意欲能力も兼ね備えておりますし、耕作している農地も荒れているところも全然なくて何ら問題はなないものと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。次に19番徳永委員説明をお願いいたします。

19番 徳永委員 286号と287号のNさんですが、ご主人が亡くなられて農業ができないということで貸すことになりました。ここは道路を挟んで左右の場所になります。現在契約して借りていらっしゃる方が、猪が出るということで放棄されましたので、新しく契約することになりました。

286号のF、Yさん同姓同名ですが、F、Yさんはお兄さんと一緒に直接契約で4反ほど借りていらっしゃいますので、今回農業委員会を通じて契約をするということですので、自作地、小作地共に0となっていますけれどもよろしく審議をお願いいたします。

287号のM、Mさんは、これまでも熱心に農業に取り組んでおられる方で、今回Nさんの農地をこちらからお願いして、何とか作ってもらえないかと5,000円をお願いしたところでした。

288号T、Tさん、K園の経営者です。継続です。縮小をしたいという意向でしたけれども、木がまだ残っているので3年間は契約しましょうということでありました。

289号、ここは直接契約で借り人のK、Sさんが借りられていたのですが、貸主の方から直接契約を止めて、農業委員会を通じて貸したいという意向が出まして、借り人さんと話しました結果、今までの経過があるので良いでしょうということでした。K、Sさんは後継者の方が近くに住んでいらっしゃるって、土日は一緒に仕事をされています。自分の田んぼや借りている農地もきれいに管理されていますので、問題はないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に14番猪鹿倉委員説明をお願いいたします。

14番 猪鹿倉委員 290号から292号のH、R君ですが、彼は観光的な農業でブドウとかマンゴーを作っている方です。今回、K、Iさんの農地を借りてここにもブドウを植えられるということで、Iさんのご主人が亡くなられて荒地になっていたところをあらたに掘り返してブドウを植えるそうです。荒地を耕作してくれるということで、ありがたいことだと思っておりますので、皆様の審議をよろしくをお願いいたします。終わります。

議 長 ありがとうございます。次に3番東郷委員説明をお願いいたします。

3番 東郷委員 このK、Kさんは、町の耕作放棄地解消事業を活用しておられるわけですが、今年もショウガが良かったみたいで、やる気が十分あってまたインゲンとショウガで頑張るといことです。若い青年でやる気がありますので、いまのところ今まで借りているところもきれいに整地されておりますので、何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。次に貫見委員お願いいたします。

12番 貫見委員 298号から306号の借り人は、K・K、Mさんでございます。この会社はT建設の代表者のK、Yさんでありまして、これらの農地は、町の耕作放棄地解消事業により取り組んだ畑でございます。来年度から甘藷を植えられるそうです。耕作地の管理状況はよく管理されております。認定農家でもありますし、意欲と能力を持った好青年でありますので問題はないと思います。終わります。

議 長 ありがとうございます。ただ今9人の委員から調査報告をいただきましたが、受付番号279号から306号までについて、質問異議等はありませんか。

8番 鍋 委員 確認ですが、K、Yさんの分については、O中学校跡地で何だったか言葉が出てこないんですが、NPO法人的な方が借りていたところと違うのですか。

20番 基委員 そこであれば、10年ぐらいの契約があったのではないかと記憶しているのですが。

議 長 他に質問等はありませんか。

全委員 なし。

議 長 異議なしということで、後ほど一括して採決いたします。

議 長 引き続きまして、受付番号307号から309号まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは先ほど申し上げましたとおり、会長にはここでいったん退席していただきまして、この3件の審議につきましては会長代理の方で進行をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会長代理 それでは代理の私の方で、307号から309号まで事務局より説明をお願いします。

事務局 | それでは受付番号307号から309号までは貸し人借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。3件の貸し人は、Y、YさんY自治会の方です。申請地は、
307号が神川字横高尾7471-1番、現況地目は畑、地積は2,511㎡
308号は神川字横高尾7472-1番、現況地目は畑、地積は3,394㎡
309号は神川字横高尾7473-1番、現況地目は畑、地積は2,804㎡で3筆合計8,709㎡です。
貸付期間は、平成24年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料は全部で100,000円です。
借り人は、Y、KさんY自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、雇用労働力3人、自作地が30,458㎡、小作地が15,470㎡でタバコ、大根を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラック、トラクター、管理機、ショベル、AP-1となっています。担当調査委員は、6番黒瀬委員です。

会長代理 | それでは、ただ今事務局から説明がありました。黒瀬委員から調査報告をお願いいたします。

6番黒瀬委員 | 報告いたします。307号から309号までの借り人のY、Kさんは、ご存じのとおり当会長でございます。Yさんはご兄弟ということでKさんについては、今説明がありましたとおり大根、タバコの耕作者でございます。農地の利用状況、従事日数それと意欲と能力につきましては、皆様もご存じのとおり何も申し分ない方だと思います。よろしく願いいたします。

会長代理 | ただ今報告がございましたが、質問異議等はありませんか。

全委員 | なし。

会長代理 | 異議なしということですので、後ほど一括して採決いたします。

会長代理 | 引き続きまして、会長が帰ってまいりますので私はここで交代いたします。

議長 | 異議なしということでございますので、ここで改めて議案第31号受付番号236号から309号までの内容について一括して質問異議等はないかお諮りします。ございませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第31号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について採決します。議案第31号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第31号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 | 以上で平成24年度第8回錦江町農業委員会総会の附議事項を終了いたします。

会長

14番

16番

議事録調整者 折久木まり子